

ニュースレターの発刊に寄せて……………	1
第3回大阪大会報告……………	2・3
理事会だより……………	4
アメリカ老年学会第59回大会報告……………	5
情報コーナー、会員の活動……………	6・7
学会からのお知らせ……………	8

発行責任者:高崎絹子(日本高齢者虐待防止学会理事長)
編集責任者:金子善彦 水野敏子

平成19年1月発行

ニュースレターの発刊に寄せて

日本高齢者虐待防止学会理事長 高崎絹子



日本高齢者虐待防止学会のニュースレターの第1号をお届けします。発刊にあたり、学会の成立と活動の経緯について振り返っておきたいと考えます。

平成15年8月に本学会設立の記念国際シンポジウムを開催してから今年で4年目になりますが、発足当初から高齢者虐待防止に関する法律の成立を中心的な目標として活動を展開してきました。理事・評議員の先生方をはじめとして会員の皆さまから多大なご尽力とご支援をいただき、紆余曲折はありましたが、平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(Elder Abuse Prevention and Caregiver Support Law)」が議員立法として成立しました。平成18年4月に施行されたことはご承知のとおりですが、高齢者虐待に特化した法律をもつ国としては、日本はアメリカに次いで世界で2番目の国となりました。本法の特徴である(1)高齢者と養護者の双方への支援、予防活動を重視した福祉法的な性格をもつこと、(2)市町村と地域包括支援センターが事業の主体となっていること、(3)3層構造の支援ネットワークづくりの構築を強調していることに対して、多くの国で高く評価され、法律の成果に注目が集まっております。法施行後約1年が経過しようとしていますが、全国の市町村や地域包括支援センターの担当者はもちろん、保健医療福祉の事業所や専門機関、法律機関、警察等の関係者、さらに様々な市民団体や一般市民に至るまで、虐待予防活動に熱心に取り組み始めています。これらの活動が高齢者ケアシステム全体にも大きな影響を与えることを願っています。それだけに、本学会への期待や関心も大きいので、会員の皆さまには、今後も学会活動への一層のご協力とご支援をお願い致します。

現在、学会誌の発刊は年1号のみですが、このニュースレターは年2回の発刊を予定しています。情報の発信と会員相互の親睦に一役を果たすことができたらと思いますので、会員からのご意見・ご希望を期待しております。最後に、学会の財政事情が厳しいためニュースレターの発刊が延び延びになっておりましたが、第3回大阪大会の大会長である津村智恵子理事より頂戴した寄付金の一部を原資として第1号を発刊することができましたことを最後にご報告し、第3回大会関係者の皆さまに理事会を代表して深く感謝申し上げます。



(H17.11 満場一致で議員立法成立、H18.1 法律成立を祝し理事会で乾杯)



～第3回日本高齢者虐待防止学会大阪大会報告～

大会長 甲南女子大学看護リハビリセンター長 津村智恵子

大阪では平成6年に高齢者虐待に関心を持つ保健医療福祉の有識者が世話人となり高齢者虐待防止研究会を発足させ、平成17年4月までの12年間に70回の講演や勉強会を継続してきました。

日本高齢者虐待防止学会大会を本年、大阪で引き受けるにあたり、世話人会で話し合い、大阪らしさをテーマにと、一人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしい街づくり「セルフ・ネグレクトを予防しよう」を取り上げることにしました。大阪には、日本一のセルフ・ネグレクト状態の人々を抱えるあいりん地区が本大会会場の大阪市立大学医学部に隣接しており、都市における高齢単身・高齢核家族や生活保護世帯の増加に並行して増えつづけるセルフ・ネグレクトがもたらす介護殺人、孤老死の問題を無視できなくなってきました。また、平成18年4月施行の高齢者虐待防止法にはセルフ・ネグレクトは虐待の一つであるにもかかわらず、掲載も定義もされていません。これをテーマに取り上げることで、他国とは違った自己を主張しない、気兼ねして家族・周囲に判断を任せる日本人特有の価値観、これから発生する日本的なセルフ・ネグレクトの防止に向け全国各地で取り組まれることを願ってシンポジウムで取上げました。関係者のご協力により、大会は盛会に終わりました。参加者の状況ならびにアンケート結果は次の通りです。今大会を契機にセルフ・ネグレクト関連の研究発表が増えることを期待しております。



表1 参加者の内訳

学会参加者	387人
事前登録会員	90人
事前非会員	150人
当日会員	38人
当日非会員	79人
学生	30人
その他	160人
行政関係者	59人
民生委員他	35人
大阪府下虐待防止関係者等	66人

表2 アンケート回収者の所属

大学関係者	37人	25.9
看護学校関係者	3	2.1
行政関係者(県5市町村17)	22	15.4
地域包括支援センター	31	21.7
福祉施設	10	7.0
医療施設	7	4.9
法律家	1	0.6
社会福祉協議会	6	4.2
在宅介護支援センター	4	2.8
ボランティア	3	2.1
所属なし	3	2.1
不明	16	11.2
計	143	100.0

表3 参加者が満足したプログラム

学会長講演「セルフ・ネグレクト(自己放任)を防ごうー一人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしいまちづくり」	61人	42.7
基調講演「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律の施行に向けて」	46	32.2
シンポジウム「セルフ・ネグレクトを予防するには」	83	58.0
一般演題「施設における人権擁護」	11	7.7
一般演題「虐待予防」	10	7.0
一般演題「システム・ネットワークづくり」	39	27.3
一般演題「虐待発生の要因と実際」	7	4.9
一般演題「法的課題」「ケース援助・相談」	7	4.9
交流集会「地域包括支援センターのこれから」	10	7.0
交流集会「高齢者虐待に関する国際交流」	2	1.4
理事会企画フォーラム「高齢者虐待防止法を事例援助にどのように生かすか」	29	20.3
記入なし	11	7.7
計	143	100.0



～第3回大阪大会交流集会報告～

テーマ 「地域包括支援センターのこれから」

座長 堀井とよみ(滋賀県立大学人間看護学部)
田村満子(大阪社会福祉相談センター)

本交流集会の参加者は75名でしたが、狭い会場は満杯の立ち見状態の中で参加者の所属する地域包括支援センターの現状報告・情報交換から開始した。高齢者虐待防止への取組みの糸口を見つけないと熱意が感じられる情報交換会であった。参加者の声は次の2点にまとめられた。

1. 現状の問題に関する声

- ・ ケアマネジャーの人権意識、高齢者虐待に対する意識が低い。啓発教育の徹底が必要である。
- ・ 支援者側の介入技術の力量不足(精神障害、酒害中毒、家族関係等)のため、保健医療関係者の協力が不可欠。医療的問題を持つ事例への専門的対応機能の保持が包括支援センターに必要である。
- ・ 保健師との連携が効率的な訪問には不可欠であるが、保健師が多忙すぎて同行訪問が困難である。
- ・ 早期に高齢者虐待を発見できるシステムが地域にない。システムの立ち上げ、構築に向けてスーパーバイズできる人材がいない。
- ・ 行政職員以外の包括支援センター等の職員のシステム立ち上げに行政職員の協力が得られない。
- ・ まちづくり運動の一環として高齢者虐待早期発見システムづくりを考えているが、公の責任の範囲、限界がわからない。
- ・ 地域包括支援センター職員は、目下は介護予防マネジメントに追われ、虐待の窓口になっていない。

2. 地域包括支援センターを機能させるために必要な取り組み

- ・ 高齢者虐待の発生を防止する地域システムを立ち上げる必要がある。これには関係者の熱意の盛り上げと必要時タイミング良く助言のもらえるスーパーバイザー的指導者を確保する。
- ・ 地域特性を踏まえた高齢者虐待の早期発見と早期対処のシステムづくりが必要である。
- ・ 本学会等による高齢者虐待の判断基準の早期確立が必要である。
- ・ 民間委託の地域包括支援センターと行政の役割・責任の明確化と文書による両者の合意を取り交わす必要がある。
- ・ 高齢者虐待担当者の介入技術の向上には、研修の徹底とチーム連携による技術の補完体制の構築が必要である。

まとめ

- ・ アセスメントおよび、介入技術について殆どの参加者は不安を持ち、力量不足がうかがえた。又、分離介入が現状では最良の介入方法であるとされ、これで終結という考え方に残念さを感じる。
- ・ 社会福祉士の働きかけに保健部門の保健師の協働体制が取れない現状は早急に改める必要がある。
- ・ 福祉系職員の人権問題に偏った、医学的知識のなさによる観察力不足のアセスメントに対しては、チームによる技術の補完体制の構築が必要である。
- ・ 保健師が中心的役割を担う地域包括支援センターでは地域システムやネットワーク構築への動きがうかがえる。これは保健師教育での地域担当制による潜在ニーズの顕在化の技法や地区組織育成の手法が役立っているのではないかと考える。

文責/堀井



～理事会だより～

日本高齢者虐待防止学会理事会企画フォーラム

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 の施行記念事業の報告

日本高齢者虐待防止学会理事長 高崎絹子

いわゆる「高齢者虐待防止法」が平成18年4月に施行されたことを記念し、第3回大阪大会の前日の6月30日（金）に、大阪市立大学において理事会企画フォーラムが「高齢者虐待防止法を事例援助にどのように生かすかー生命・健康・財産保護等の法的な問題のある高齢者虐待の事例援助を中心にー」をテーマとして開催されました。

このフォーラムは理事会では初めての企画で、大会の前夜に開催されましたが、事前申込みが定数の120人を越え、関心の高さが示されました。

東京医科歯科大学高崎絹子氏、弁護士池田直樹氏の司会のもとに、「緊急性の高い事例、深刻な事例への対応と課題」では横須賀市健康福祉部包括支援センター・高齢者虐待防止センターの角田幸代氏、「財産管理・介護費用などの経済的な問題のある事例への援助と課題」では弁護士の橋場隆志氏、「高齢者虐待事例における医療者の役割と課題」では国立長寿医療センター包括診療部長の遠藤英俊氏、「高齢者虐待の事例援助における地域包括支援センターの役割と課題」では大阪府田尻町地域包括支援センター設置者の柴尾慶次氏が、それぞれの立場から発言を行い、活発な討議が交わされました。また、会場からは、地域包括支援センターのスタッフから質問が出され、千葉県松戸市など先駆的な活動を行っている市町村の担当者等からも現状報告がありました。

フォーラムの出席者からは、「短い時間に濃密な内容が含まれ、とても良かった」、「もっと多くの時間があれば良かった」という意見が寄せられました。今後、理事会企画をこのような形で実施することの意義が大きいことが確認され、第4回横浜大会から、理事会企画プログラムとして毎年開催することが昨年12月の理事会で決定され、現在準備がすすめられています。

詳細については、学会ホームページを参照ください。



～田中荘司先生 受章のご報告～

本学会の初代理事長田中荘司先生が2006年秋の瑞宝双光章を受章されました。先生の厚生労働省時代の長年にわたる福祉行政へのご貢献や高齢者虐待防止等におけるご功績が認められたものです。本学会としても誠にうれしい限りです。田中先生おめでとうございます。



～アメリカ老年学会 第59回大会報告～

シンポジウム「Understanding The Provisions and Their Implications of the New Elder Abuse Prevention and Caregiver Support Law of Japan」に参加して

山田祐子（日本大学文理学部助教授、本学会評議員）

老年学分野において権威と伝統のあるアメリカ老年学会の2006年第59回大会が、テキサス州ダラス（会場：ADAM'S MARK HOTEL 会議場、期間：11月16日～11月20日）において行われた。本大会は、実質的に世界の高齢者虐待研究者の年1回の定期的セッションの場になっている。

日本において高齢者虐待防止法が2006年4月より施行されたことは世界の高齢者虐待研究者にとって非常に興味深いことであり、高齢者虐待防止法を有する世界でも



数少ない国である日本の法制度成立の背景やその検証等について発表、意見交換をすることは日本および諸外国研究者にとって非常に有意義である。そこで日本高齢者虐待防止学会研究活動推進委員会委員長である多々良紀夫先生（淑徳大学教授）が座長となって、Understanding The Provisions and Their Implications of the New Elder Abuse Prevention and Caregiver Support Law of Japan と題するシンポジウムが開催されるにあたり、日本高齢者虐待防止学会を代表して参加し、発表を行った。

シンポジウムは、まず多々良紀夫先生による高齢者虐待防止法成立過程の概要と法の概要についての説明がなされ、続いてシンポジストによる報告が行われた。厚生労働省からは佐々木健専門官（老健局計画課認知症対策推進室）が参加され、同法の特徴および行政に期待する効果について発表がなされた。日本高齢者虐待防止学会からは筆者が参加し、同法成立に果たした学会の役割と今後の課題について発表した。開催国からはベティ・ミッチェル女史（テキサス州成人保護サービスのRegional Director）が参加され、アメリカ合衆国における成人保護サービス法との比較検討を行い、フロアとの質疑応答およびディスカッションが行われた。

欧米の研究者はアジアでの法成立や養護者支援について関心を示し、アジアの研究者はこの分野における研究および法制度について名実ともにリーダーシップをとる日本に注目をしていた。アメリカ老年学会への参加は、日本高齢者虐待防止学会にとって国際的な研究活動推進と海外への情報発信として貴重な経験となったと思われる。

学会員募集

高齢者虐待防止のため、日本の福祉の発展のため、一人でも多くの友人・知人をご紹介ください。

入会の申し込み：日本高齢者虐待防止学会事務センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-7-2 大橋ビル(株)ワールドプランニング内

TEL: 03-3431-3715 FAX: 03-3431-3325 E-mail: world@med.email.ne.jp

郵便振替口座番号: 00180-5-333723 加入者名: 日本高齢者虐待防止学会

～情報コーナー～

<施設・事業所における高齢者虐待についての調査>

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、全国の介護老人福祉施設と介護老人保健施設を対象として、厚生労働省の平成18年度老人保健事業推進費等補助金を受けて、認知症介護研究・研修仙台センターによる、「施設・事業所における高齢者虐待防止に関する調査研究事業等の研究調査が進んでいます。年度末には報告書が作成され、厚生労働省のHPにも掲載される予定ですのでご参照下さい。

<葛飾区の24時間電話相談事業の開始>

葛飾区では、全国に先駆けて24時間体制で行なわれる電話相談事業を平成18年11月1日に開始しました。利用対象者は虐待相談を希望する区民と虐待を受けている高齢者です。日中は区職員が対応し、閉庁後は委託を受けたカウンセラーに電話が転送され相談を受けています。

相談窓口 03-5670-2626

<埼玉県に高齢者虐待対応専門員が誕生>

埼玉県の高齢者虐待の把握状況は181件（平成17年度）であり、平成14年度と比較して2.8倍に増加しています。このような状況の中で、高齢者虐待防止法により市町村の虐待対応に関する権限が強化されたことを踏まえ、埼玉県では、市町村が円滑に高齢者虐待に対応できるよう県独自の研修を本年度実施しました。全国で、自治体が高齢者虐待防止のための取り組みをする例はありますが、都道府県が「高齢者虐待対応専門員養成研修」プログラムを作って研修を行うのは珍しいと評価されています。

研修は3日間で、計10科目約14時間であり、初日には担当課長と担当者が参加して研修を受けました。また3日目の研修は2ヶ月後に行われ、事例を持ち寄り演習形式で研修を行いました。内容は高齢者虐待防止・解決の手法として、高齢者虐待防止の取り組み、高齢者虐待防止ネットワークの構築、さらに認知症高齢者ケア、精神障害・アルコール依存症の家族ケアなどを含みます。

今回の修了者は全71市町村の80人であり、今後専門員は、市町村の高齢者福祉担当課の窓口などで、住民の方からの相談を受けたり、直接家庭を訪問するなどして、高齢者虐待に対応していく。埼玉県は、この専門員研修を来年度も続ける予定ですが、さらに今年度修了者にはフォローアップ研修を予定しています。

<長野県男性介護者の自主グループの紹介>

男性介護者は、子どもや他人に介護の大変さを話すことなく、1人で頑張っていることが多いといわれています。長野県の東信地方で高齢者虐待に関心のある専門職で構成されている「シルバーバックの会」が、2004年末に男性介護者に呼びかけ、「男性介護者の労を考える会」を結成しました。

現在は佐久市、小諸市を中心とした3会場に広がり、それぞれ月1回活動をしています。主な活動は、男性介護者同士の「言いつばなし、聞きつばなし、他言無用」を基本理念として、介護にまつわる悩み・苦労・不安など語り合うことが中心です。なかなか介護の苦労を語れなかった参加者も他の介護者の話を聞くうちに、徐々に自分の体験を語れるようになった人もおり、孤立しがちな男性介護者同士だからこそ本音で語り合える場としての意義は大きいと思います。

連絡先は、「男性介護者の労を考える会事務局」0268-72-8008

～会員の活動～

<NPO法人 日本高齢者虐待防止センター>

日本高齢者虐待防止センターは、内閣府より認可を受けて活動する特定非営利活動法人(2007年2月)です。社会福祉を中心とした高齢者虐待の研究グループである高齢者処遇研究会(代表田中荘司)が母体となって、1996年3月に、高齢者の虐待防止に資するため早期発見・早期対処の原則をもとに、予防・治療福祉としての電話相談活動(通称ヘルプライン)を実施し、高齢者の尊厳確保の重要性について啓蒙することを目的に設立されました。活動内容は、電話相談活動と、ホームページでEメールによるネット相談の専門相談と、調査研究や研修講師派遣等の啓発活動です。

電話相談活動は、祝祭日を除く毎週月曜、水曜、金曜の午前10時から午後4時まで、特別養護老人ホーム緑寿園(東京都西東京市新町1-11-25)の一室で行っています(2004年度以降は東京都の補助を受けています)。相談体制は、電話相談の経験のあるボランティア5名と旧高齢者処遇研究会メンバーが電話相談員となり、相談時間に1～2名が対応しています。

ホームページと電話相談の番号は以下の通りです。

*ホームページ <http://www.sset.gr.jp/jcpea> E-mail: jcpea@sset.gr.jp

*電話相談(無料): 0424-62-1585

<高齢者虐待予防・支援センター>

「高齢者虐待予防・支援センター」は、理事長高崎絹子先生が代表になり、平成8年9月14日(土)「敬老の日」に因んで発足し、活動の中心である電話相談サポートラインには高齢者ご本人からの相談もありますが、ご家族からの相談が多く、内容は複雑で多岐にわたっています。最近では、現場の方からの相談件数も増え、定期的に相談員同士の研究会を持ちスキルアップを図っています。サポートラインでは電話相談の必要な方のご利用をお待ちしています。

電話相談日は、木曜日は17時から20時、土曜日は14時から18時の週2回です。

電話番号は03-3357-7073です。

～学会委員会からのお知らせ～

<法制度委員会より>

「高齢者虐待防止法およびその運用についての意見募集」

法律が施行されましたが、現在の法律で対応できないような事例に対し、法制度委員会でも3年後の改正に向けて分析をしていきたいと考えています。法律では対応できない困った事例がありましたら、「日本高齢者虐待防止学会法制度推進委員会」にご連絡をお願いします。委員会として収集・分析し、その結果を法改正の際に役立てたいと思います。

連絡先: 〒156-8550 東京都世田谷区桜上水 3-25-40

日本大学文理学部社会学科山田祐子研究室 (FAX 03-5317-9423)

<広報委員会より>

ニューズレターを年2回発行することとなりました。皆さまからの情報やご意見をお待ちしております。また、ホームページにも学会のお知らせを掲載していますので、ご覧の上、ご意見をお寄せ下さい。

～学会からのお知らせ～

学会誌「高齢者虐待防止研究」への投稿を募集しています



日本高齢者虐待防止学会では、現在「高齢者虐待防止研究」を発行しています。研究報告・実践活動など、特に現場の第一線で活躍されている皆様の投稿をお持ちしています。原稿執筆の様式は、学会ホームページまたは学会誌の「執筆要項」をご覧ください。既刊の「高齢者虐待防止研究」第1巻と第2巻は、残部数は僅かですが販売しております。

(1冊 2500円・送料別)

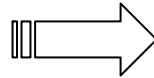
原稿の送付先・お問合せ先：「高齢者虐待防止研究」編集部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-7-2 (株) ワールドプランニング内

日本高齢者虐待防止学会ホームページ <http://japea.umin.jp>

年会費納入のお願い

会計年度は4月～翌年3月です
正会員年会費 8000円
賛助会員年会費 20000円



日本高齢者虐待防止学会事務センター

連絡先 (株) ワールドプランニング内

TEL : 03-3431-3715

FAX : 03-3431-3325

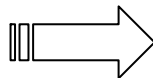
E-mail : world@med.email.ne.jp

日本高齢者虐待防止学会本部事務局移転のご案内

平成19年4月より高齢者虐待防止学会事務局を移転します。

本部事務局

東京医科歯科大学大学院
保健衛生学研究科
高齢者看護・ケアシステム開発学
高崎研究室内



新本部事務局

東京女子医科大学
〒162-8666 東京都新宿区河田町 8-1
東京女子医科大学看護学部
老年看護学教室
FAX : 03-3341-8832 (代表)

編集後記

2006年4月に高齢者虐待防止法が制定され、区市町村と地域包括支援センターを中心とする虐待防止のシステム等、新たな活動が始まりました。しかし法律もシステムもできたばかりで、関係者の方々のご苦労ははかり知れないものと思います。そのような状況を背景に「日本高齢者虐待防止学会ニューズレター」を創刊することになりました。会員の皆様にお役に立てれば幸いです。これからは、最新情報、活動の報告、研修のご案内等を掲載して、会員の皆様とともにこのニューズレターを学会の発展に活用していきたいと願っています。

(事務局広報委員会吉岡幸子)